

妻沼訓練所移転準備基金規則

(目 的)

第1条 公益財団法人日本学生航空連盟(以下学連)は、公益事業の執行を確保する為、公益財団法人日本学生航空連盟特定資産管理規程に基づき、特定資産として「妻沼訓練所移転準備基金」を設定する。

(使 途)

第2条 資金の使途は利根川堤防拡幅工事に伴う妻沼訓練所の移転等費用に関する費用。

(繰 入)

第3条 学連は、以下の資産を特定資産として繰り入れる。

- (1) 妻沼訓練所移転準備基金として寄附を受けた資産
- (2) 妻沼施設利用料の25%とし、年度決算剰余金を超えないものとする。
- (3) 理事会が決定するその他の資産

(期 間)

第4条 基金の積立期間を10年とする。但し、利根川堤防拡幅工事期間により変動する。

(支 出)

第5条 妻沼訓練所移転準備基金の支出は理事会が行う。

付則：この規則は2017年3月5日から施行する。

以上